

3. 参考資料

(1) 請求の理由の記載例

<記載例：特許の場合>

(1) 判定請求の必要性

本件判定請求に係る特許発明「タイヤ」（甲第1号証）の特許権者（判定請求人〇〇〇〇）は、△△△△（株）（被請求人）がイ号説明書及びイ号写真で示す型式番号123のタイヤ（イ号物件）を製造していることを確認した。

本件判定請求人は、イ号物件が特許発明の技術的範囲に属するものであると考えており、被請求人と交渉する際の根拠資料として用いるために、高度な専門的技術的知識を有する特許庁による、厳正中立的な立場からの判定を求めた次第である。

(2) 本件特許発明の手続の経緯

出願	令和〇〇年〇月〇日	（特願20**－000001号）
出願公開	令和〇〇年〇月〇日	（特開20**－150001号）
拒絶理由通知	令和〇〇年〇月〇日	
意見書	令和〇〇年〇月〇日	
特許設定登録	令和〇〇年〇月〇日	（特許第*****号） （甲第2号証の登録原簿参照）
訂正審判請求	令和〇〇年〇月〇日	（訂正20**-390001号）
審決	令和〇〇年〇月〇日	（訂正認容、確定）

(3) 本件特許発明の説明

本件特許発明の「タイヤ」は、特許明細書、図面の記載からみて、特許請求の範囲の請求項1に記載された次のとおりのものである。

- 「(1) A A A ゴムで成形された外周表面部を有し、
(2) 前記外周表面部に B B と鋭角状に交差する断面 U 字形状の溝が形成された
(3) 車両用タイヤ。」

そして、本件特許発明は、雪道で滑りにくいという有利な効果を奏するもの

である。

(4) イ号の説明

以下の説明に示すとおりイ号は、本件特許発明に即して記載すると、次のとおりのものである。

- 「a. A B C ゴムで成形された外周表面部(10)を有し、
- b. 前記外周表面部(10)に B B (12)と鋭角状に交差する断面半円形状の溝(20)が形成された
- c. 車両用タイヤ。」

a. の説明

甲第1号証(イ号が掲載されている被請求人発行の広告パンフレット)に型式番号123のタイヤの特徴として「表面ゴムをA B Cとしたため耐久性に優れ、雪道でも滑りにくい。」という記載がある。

また、甲第2号証(請求人がイ号の外周表面ゴムの成分分析を〇〇〇に依頼した結果)でも「A B C」であるという結果が示されている。

b. の説明

甲第3号証の1から甲第3号証の5(イ号タイヤを各種角度で撮影した写真)の符号○で示した部分、・・・より、B Bと鋭角状に交差する断面半円形状の溝であることは明らかである。

c. の説明

上記甲第1号証に、当該イ号タイヤではないが、タイヤが車両に用いられている写真があるとともに、イ号タイヤに関して「雪道でも滑りにくい。」という記載がある。したがって、イ号タイヤは、車両用タイヤであると解される。

さらに、甲第4号証(イ号タイヤの全体形状写真)で示されるとおり、かかる全体形状のものは、車両用でないとする特段の根拠がない限り、車両用と解することが社会通念上妥当である。

(5) 本件特許発明とイ号との対比

本件特許発明	イ号	一致
1) A A A ゴム・・・	a. A B C ゴム・・・	○

2) B B と鋭角状に交差 ・・・ 断面U字形状の溝	b. B B (12)と鋭角状に 交差 ・・・ 断面半円形状の溝(20)	△
3) 車両用タイヤ	c. 車両用タイヤ	◎
雪道で滑りにくい	雪道で滑りにくい	◎

(注) 完全一致を◎、部分一致を○、解釈を加えたもの△、相違点×で表現した。

一致点・相違点の解釈

1) と a の点

甲第5号証に示されるとおり、ABCゴムは、AAAゴムの下位概念である。したがって、1)の構成はaの構成と一致する。

2) と b の点

半円形状は、U字形状の一態様であり、かかる点に実質的な差異はない。仮に、差異があるとしても、均等の範囲に含まれる。したがって、2)の構成はbの構成と一致する。

3) と c の点

両者とも、「車両用タイヤ」であり、差異はない。したがって、3)の構成はcの構成と一致する。

(6) イ号が本件特許発明の技術的範囲に属するとの説明

前項(5)において2)とbの点に関して、予備的に主張した溝形状が均等である点について説明する。

・非本質的部分

本件特許発明は、雪道で滑りにくいものとするために、BBと鋭角状に交差させて溝を形成したことが、最大の特徴である。甲第6号証(審査段階で提出した意見書)記載のとおり、「BBと鋭角状に交差させた溝」が、滑り防止に対して大きく貢献している。

したがって、溝形状については、本質的部分ではない。

・同一目的・作用効果

U字溝と半円溝の差異は、溝入口部に形成される直線部の有無にすぎず、しかも、溝の入口接線角度はいずれも表面部に対して直角である。したがって、かかる形状の差異により、作用効果に格別の差異が生じるものではない。

さらに、上記甲第1号証に、「雪道で滑りにくい」という本件特許発明と同様の目的・作用効果が記載されている。

よって、イ号は、本件特許発明と同一目的・作用効果である。

- ・置換容易性

したがって、当業者が置換することは容易である。

- ・イ号の容易想到性

本件特許発明の審査経緯より明らかなおり、本件特許発明の特徴は「Bと鋭角状に交差させた溝」である。しかも、本件特許発明出願前には、「半円形状の溝をBと鋭角状に交差させる」ことが記載ないし示唆されている文献等は存在しない。

したがって、イ号は、公知文献等より容易に想到しえたものではない。

- ・経緯の参酌

本件特許発明の審査及び審判の経緯において、半円形状の溝を除外する旨の記載はない。

以上のおり、イ号は、本件特許請求の範囲に記載の構成と同一か少なくとも均等であることから、本件特許発明の技術的範囲に属する。

(7) むすび

イ号は、特許第*****号の特許発明の技術的範囲に属するので、請求の趣旨どおりの判定を求める。

＜記載例：意匠の場合＞

(1) 判定請求の必要性

本件判定請求人（〇〇〇〇（株））は、本件判定請求に係る登録意匠「ドライバー」（甲第1号証、以下「本件登録意匠」という。）の意匠権者である。

本件判定被請求人（△△△△（株））が現在販売しているイ号意匠（甲第2号証）のドライバーは、本件登録意匠の意匠権を侵害するものであるので、本件判定請求人は、〇年〇月〇日付でその旨の警告状（甲第3号証）を本件判定被請求人に送付した。

これに対して、本件判定被請求人は、「イ号意匠は、本件登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属しない」旨主張するので、専門的知識を有する特許庁による厳正中立的な立場からの判定を求める。

(2) 本件登録意匠の経緯

出願 令和〇〇年〇月〇日（意願20〇〇-000001号）

登録 令和〇〇年〇月〇日（意匠登録第1500000号）

(3) 本件登録意匠の説明

本件登録意匠は、意匠に係る物品を「ドライバー」とし、その形態の要旨を、次のとおりとする（甲第1号証参照）。

すなわち、

ア．基本的な構成態様は、全体が略ねじ廻し用軸部（以下、軸部）と柄部からなり、軸部は、細長棒状で、その後端部を柄部の前端部に埋設して固着し、柄部は、前端部付近が細くなる細長円錐台形状の中間部後方寄り付近を絞って前後に膨出部を形成して、全体を略ひょうたん形状とし、それぞれの膨出部の略中央部付近の周囲に環状体を配している。

イ．具体的な構成態様は、軸部の先端をプラスねじ用の刃先とし、柄部はその前端部分に先細管状の絶縁体を被覆して後部膨出部を略球形状とし、各環状体は、稍広幅状として、それぞれの膨出部の大径部付近に設けられ、前端側環状体は、前後の縁部を若干残してその余の略全面に菱形ローレット模様を現し、後端側環状体は、その幅を後部膨出部の半径と略同寸法とし、前後の縁部を若干残してその余の略全面に菱形ローレット模様を現し、その幅より稍小さい径の滑り止め用の小真円形皿状凹部（以下、皿状凹部）を後端側環状体の対向する位置に各一つ現している。

(4) イ号意匠の説明

省略（上記(3)に準じて記載）

(5) 本件登録意匠とイ号意匠との比較説明

ア. 両意匠の共通点

(ア) 両意匠は、意匠に係る物品が「ドライバー」で一致している。

(イ) 基本的な構成態様において、軸部は細長丸棒状をなし、柄部は、先端部が細くなる細長円錐台形状の中間部後方寄り付近を絞って前後に膨出部を形成して、全体を略ひょうたん形状とし、後部膨出部の略中央部付近の周囲に環状体を配している。

(ウ) 具体的な構成態様において、軸部の先端をプラスねじ用の刃先とし、柄部は、前端部分に先細管状の絶縁体を被覆して後部膨出部を略球形状とし、後端環状体は、後部膨出部の大径部付近に設けられ、その幅を後部膨出部の半径と略同寸法としている。

イ. 両意匠の相違点

(ア) 環状体が、本件登録意匠は、前後の膨出部に設けられているのに対して、イ号意匠は、後端側環状体にのみ現され、本件登録意匠の前端側環状体の現されている部位には、稍間隔をあけた細溝が2本現されている。

(イ) 滑り止めを目的として、後端側環状体の周囲に、本件登録意匠は、皿状凹部を対向する位置に各一つ現しているのに対して、イ号意匠は、軸方向に細長い若干の隆起部を等間隔に6個現している。

(6) イ号意匠が本件登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属する理由の説明

ア. 本件登録意匠に関する先行周辺意匠

甲第4号証 刊行物名「月刊〇〇〇 〇年〇月号」
(株)〇〇 令和〇年〇月〇日発行
第〇〇頁所載 第〇〇図

甲第5号証 (上記に準じて記載)

甲第6号証 (上記に準じて記載)

イ. 本件登録意匠の要部

上記先行周辺意匠をもとに、本件登録意匠の創作の要点について述べればこの種物品における意匠上の創作の主たる対象は、柄部の構成態様にあることは明らかで、本件登録意匠については、他に全く見られない柄部の全体形状及び使用時に握られるという機能上も重要な部分である後部膨出部の態様が相俟って、本件登録意匠全体の基調を表出している。

ウ． 本件登録意匠とイ号意匠との類否の考察

そこで、本件登録意匠とイ号意匠の共通点及び相違点を比較検討するに、

(ア) 両意匠の共通点は、基本的な構成態様に係るものであり、特に、本件登録意匠の要部である柄部のひょうたん形の全体形状、及び後部膨出部の略球形状とその大径部付近に設けられた略広幅環状体の態様が共通しており、両意匠の類否判断に大きな影響を与えるものである。

(イ) 両意匠の相違点の(5)イ(ア)については、イ号意匠の2本の細溝が稍間隔をあけて現されていることから、見方を変えれば一本の環状体と認識されることから、特段顕著な相違といえず、類否の判断に与える影響は微弱であり、相違点(5)イ(イ)については、滑り止めを目的として、当該部位に凹凸部を設けることは、この種物品において常套的な手法であって、本件登録意匠の要部ではないことから、この点においても特段顕著な相違といえず、類否判断に与える影響は微弱である。

(ウ) 以上の認定、判断を前提として両意匠を全体的に考察すると、両意匠の相違点は、類否の判断に与える影響はいずれも微弱なものであって、共通点を凌駕しているものとはいえず、それらが纏まっても両意匠の類否判断に及ぼす影響は、その結論を左右するまでには至らないものである。

(7) むすび

したがって、イ号意匠は、本件登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属するので、請求の趣旨どおりの判定を求める。

<記載例：商標の場合>

(1) 判定請求の理由の要約

	本件商標 商標登録第〇〇〇号	イ号標章
態 様	〇〇〇	××× (図) (注) 文字と図形の結合標章
商 品	指定商品・区分 第〇〇類 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 第〇〇類 〇〇〇, 〇〇〇	使用商品 〇〇〇
経 緯	出願日 令和〇年〇月〇日 登録日 令和〇年〇月〇日 公報発行日 令和〇年〇月〇日	使用開始日 令和〇年〇月〇日 現在使用中
理 由 要 点	<p>本件商標は、「〇〇〇」文字よりなるものであるから、「〇〇〇」の 称呼、「△△△」の観念を生ずる。これに対し、イ号標章は「×××」 の文字部分より「〇〇〇」の称呼、「△△△」の観念を生ずるものであ る。両標章は、「〇〇〇」の称呼「△△△」の観念を共通にする類似の 標章である。</p> <p>また、本件商標に係る指定商品中第〇類「〇〇〇, 〇〇〇」とイ号 標章の使用商品「〇〇〇」とは、類似の商品である。</p>	

(2) 判定請求の必要性

請求人は、本件請求に係る商標登録第〇〇〇号の登録商標（以下「本件商標」という。の商標権者であるが、被請求人が商品「〇〇〇」に標章「〇〇〇」（以下「イ号標章」という。）の使用をしていること（甲第〇号証）について、令和〇〇年〇〇月〇〇日、被請求人に対し、本件商標の商標権を侵害するものである旨の警告を発した（甲第〇号証）。

その後、請求人と被請求人とは、交渉の結果、本件商標の商標権の効力の範囲について専門的知識をもって中立的立場から判断される判定を特許庁に求め、その判定に基づいてこの問題を解決することを合意した。

よって、本件判定を求める次第である。

(3) イ号標章の説明

被請求人は、令和〇〇年〇〇月頃より、「×××」の文字と・・・の図形からなるイ号標章を付した商品「〇〇〇」を製造し、東京都内の・・・店で販売している（甲第〇号証）。

請求人は、令和〇〇年〇〇月頃より、商品「〇〇〇，〇〇〇」について本件商標の使用を開始し（甲第〇号証）、その後も継続して使用し、現在に至っている。同商品の生産数量、売上数量、販売地域等は甲第〇号証から甲第〇号証に示すとおりである。本件商標は、請求人が永年使用した結果、遅くとも被請求人に対し前記警告を発した令和〇〇年〇〇月〇〇日頃までには、東京、・・・の各都県において、請求人の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されるに至ったものである。

(4) イ号標章が商標権の効力の範囲に属するとの説明

本件商標は、「〇〇〇」の文字を書してなるものであるから、これより「〇〇〇」の称呼及び「△△△」の観念を生ずるものである。

他方、イ号標章は、「×××」の文字と・・・の図形からなるものであるが・・・であるから、「×××」の文字部分より「〇〇〇」の称呼及び「△△△」の観念をも生ずるものである。

したがって、本件商標とイ号標章とは、外観が相違するとしても、「〇〇〇」の称呼、「△△△」の観念を共通にし、商品の出所について混同を生じさせるおそれがあるから、類似の標章というべきである。

そして、本件商標に係る指定商品中第〇類「〇〇〇，〇〇〇」とイ号標章の使用商品「〇〇〇」とは、・・・であるから、類似の商品である。

以上のとおり、イ号標章は本件商標と類似する標章であり、その使用商品と指定商品も類似する商品であるから、被請求人が商品「〇〇〇」に使用するイ号標章は、商標登録第〇〇〇号の商標権の効力の範囲に属するものである。

(5) むすび

よって、請求の趣旨のと通りの判定を求める。